

# 選定基準6を含む重要文化的景観における 本質的価値の特徴および保護規制の実態

山邊 矢嗣<sup>1</sup>・石橋 知也<sup>2</sup>・豊丹生 拓真<sup>3</sup>

<sup>1</sup>正会員 株式会社オオバ 九州支店（〒810-0074 福岡県福岡市中央区大手門1-1-12,  
E-mail: nao\_yamabe@k-ohba.co.jp）

<sup>2</sup>正会員 長崎大学大学院准教授 工学研究科（〒852-8521 長崎県長崎市文教町1-14,  
E-mail: itomoya@nagasaki-u.ac.jp）

<sup>3</sup>学生会員 長崎大学大学院 工学研究科（〒852-8521 長崎県長崎市文教町1-14,  
E-mail: bb52122508@ms.nagasaki-u.ac.jp）

本研究では、選定基準6を含む重要文化的景観（以下、重文景）の既選定事例を対象に〈本質的価値〉の特徴と保護規制の実態を明らかにすることを目的とし、重文景の保存活用に関わる計画書等を用いた分析をおこなうことで、日本独自の文化的景観の展開に寄与する課題または要点の抽出を試みた。

その結果、次の要点が得られた。1) 重文景の価値を評価する場合、景観に表象されにくい要素についても精緻な調査をおこない、その歴史的変遷を勘案することで重文景の〔深層的価値〕を見出すことが可能となる。2) 景観計画で具体的な保護規制を定めることが困難な傾向にある社会基盤施設や信仰施設等の要素は、保存活用において関係者間での解釈の相違が発生する可能性が高い。

**キーワード:** 重要文化的景観, 文化財保護法, 景観計画, 景観形成基準, 本質的価値

## 1. はじめに

### (1) 背景および目的

2005年、文化財保護法が一部改正され、重要文化的景観（以下、重文景）の保護制度が開始した。2021年10月時点では、全国71件が選定されており、本制度は保存活用事業の展開、関連研究の蓄積を受け、建設的な議論ができる段階まで成熟しつつある。一方で、選定に際して提示を求められる本質的価値の評価方法、その価値を保存活用計画に結び付ける理論が依然として未成熟であるとの指摘もなされている<sup>1)</sup>。このような現状を踏まえ、既選定の個別事例における〈本質的価値<sup>1)</sup>〉の特徴ならびに保存活用の実態を把握することが必要と考えられる。

そこで本研究では、選定基準6：採掘・製造に関する景観地（以下、基準6）を含む既選定9事例を対象として、その〈本質的価値〉の特徴および保護規制の実態を明らかにすることを目的とする。

### (2) 本研究の位置づけ

重文景の網羅的調査をおこなった既往研究としては、今村・大島<sup>2)</sup>や松本ら<sup>3)</sup>がおこなったものがある。しかし、前者は調査実施から10年以上が経過しており、後者は棚田を有する重文景のみを対象としている。加えて、両研

究は〈重要な構成要素<sup>2)</sup>〉の特定状況、景観計画による規制の内容、整備事業の実施状況について調査しており、〈本質的価値〉の内容を調査対象としていない。

本研究は、基準6を含む事例を詳細に分析する点が先鋭的である。さらに、〈本質的価値〉の特徴と保護規制の実態との関連性について論じる点が学術的にも有用性が高いと言える。

### (3) 研究の進め方

本研究の進め方を以下に示す。

#### a) 調査対象の選択

調査対象として基準6を含む既選定9事例を選択した。調査対象を選択した根拠については、2. (3)で詳細を述べる。

#### b) 資料の収集

重文景は選定に際し、当該地域が持つ文化的景観としての価値を整理した調査報告書の提出、重文景の保護規制に関する方針を整理した保存活用計画ならびに当該地域を計画区域とした景観計画の策定が義務付けられている。調査対象の9事例について、これら3種の文書および計画<sup>4)~7)</sup>を収集した。

#### c) 資料の精読および要点の抽出

収集した全資料を精読したのち、所管自治体の担当者

に対して電話によるヒアリング調査を実施し、要点の抽出をおこなった。要点の抽出については3. (1)と4. (1)で詳細を述べる。

#### d) 総合的考察

各資料から抽出された要点について、比較分析をおこない、総合的に考察した。

## 2. 文化的景観保護制度の特徴と課題

### (1) 文化的景観保護制度の特徴

文化財保護法における文化的景観保護制度の特徴を指摘した学術研究として、本中<sup>29</sup>や今村・大島<sup>29</sup>がおこなったものがある。これらの研究では、文化財保護法と世界遺産条約の分野における文化的景観の定義と対象範囲を比較している。

文化的景観の定義と対象範囲を整理したものが表1である。両者の違いについて本中は、世界遺産条約の文化的景観のうち、第1領域に含まれる「人間の設計意図により創造された景観」をはじめ、第2領域に含まれる「化石景観」、第3領域に含まれる「信仰・芸術などと関連する景観」については、日本では名勝または史跡としての指定・保護制度が既に存在したことから、文化財保護法の文化的景観は、それまで保護の対象とされていなかった第2領域の「有機的な進化が継続している景観」のみを対象としている、と指摘している。また、世界遺産の分野では、産業景観や都市景観を文化的景観に属するものとして読み込むにはやや困難な面があるが、日本の文化的景観の保護制度では、当初からこれらの景観地が評価対象として想定されている、とも指摘している。今村・大島も同様に、必ずしも自然が前面に出ていないような、第二次産業や第三次産業が作り出す景観についてもその文化的価値を洗い出し、保護を試みている点で文化財保護法は世界遺産条約よりも一歩先を進んでいる、と指摘している。

以上のことから、第2・3次産業が作り出す産業景観や都市景観についても文化的景観の評価対象として包含している点が国内における文化財保護法の特徴かつ独自性であると言える。

### (2) 文化的景観保護制度の課題

文化的景観保護制度の課題を指摘した学術研究としては、文化的景観保存活用計画（以下、保存活用計画）と景観計画の制度的課題を整理したもの<sup>30</sup>、19事例を対象に保存活用計画と景観計画における区域設定および規制状況から制度運用面での課題を明らかにしたもの<sup>31</sup>、棚田を保有する景観地を対象に〈重要な構成要素〉の保全状況と整備事業に関する課題を明らかにしたもの<sup>32</sup>があげられる。

このような学術研究の蓄積と選定事例の増加をうけ、恵谷は、「文化的景観保護行政の輪郭が共有されはじめ、建設的議論のできる段階へきた。生きた暮らしの場である文化的景観で、何を守り、民間活動による変容をどこまで許容するのか、という課題が挙げられ続ける」と指摘している<sup>33</sup>。また、各地域で個別の特性をひもとく膨大な調査はあるが、その特性間同士の関係が整理されひと筋の価値として言明されていない点、地域内で起こる様々な変化について精査・峻別する機能を保存活用計画が持ち合わせていない点が懸念されている。

すなわち、本制度は、変化の許容も含めた文化的景観の「価値評価の手法」、その価値を保護手法へと結びつける理論において、依然として未成熟であると言える。

### (3) 調査対象の選択

2021年10月時点の既選定事例を表2に示す。2. (2)で示した保護制度の特徴を踏まえると、既選定事例は第1次産業を主とする景観地（基準1～5）と第2・3次産業を主とする景観地（基準6～8）に大別される。前者は世界遺産条約の分野でも評価が可能なもの、後者は文化財保護法だからこそ評価が可能なものである。さらに基準6～8を含む重文景に着目すると、基準7（流通・往来に関する景観地）と8（住居に関する景観地）を含む事例は選定数こそ多いものの、その大分は主となる他の産業（農業や漁業など）に付随しているように見て取れる。

また、採掘業や製造業をはじめとする第2・3次産業は、技術や設備の高度化が頻繁におこなわれてきたと考えられる。すなわち、基準6を含む既選定事例は、当該地域の生業を含め、その技術・施設の高度化に合わせてまち

表1 文化的景観の定義と対象（本中の知見を基に作成）

定義		対象				
世界遺産条約	自然と人間の共同作品である	人間を取り巻く自然環境からの制約や恩恵または継続する内外の社会的、経済的および文化的な営みの影響の下に、時間を超えて築かれた人間の社会と居住の進化の例証である	第1領域	人間の設計意図のもとに創造された景観		
			第2領域	有機的に進化する景観 ・化石景観 ・継続している景観		
			第3領域	信仰または芸術活動などと関連する景観		
文化財保	地域における人々の生活または生業および当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活または生業の理解のため欠くことのできないもの特に重要なものは「重要文化的景観」として選定される	選定基準	1	農耕に関する景観地	5	水の利用に関する景観地
			2	採草・放牧に関する景観地	6	採掘・製造に関する景観地
			3	森林の利用に関する景観地	7	流通・往来に関する景観地
			4	漁ろうに関する景観地	8	住居に関する景観地

なみが大きく変化してきた景観地であると解される。

これまで述べた内容を勘案すると、基準6を含む既選定事例は他の事例とは異なり、文化財保護の独自性をより強く示すとともに、変化する景観の価値が的確に評価されたもの、と捉えることができる

そこで本研究では、基準6を含む既選定事例(表2中網掛け)に焦点あて、各事例について精緻な分析をおこなうことで、日本独自の文化的景観の展開に寄与する課題または要点の抽出を試みた。

### 3. 〈本質的価値〉と〈重要な構成要素〉の分析

#### (1) 文化的景観保護制度の特徴

##### a) 〈本質的価値〉に関する記述の抽出

重文景は選定に際して、当該地域が持つ文化的景観としての〈本質的価値〉を明示することが義務付けられている。調査報告書または保存活用計画を精読し、各事例の〈本質的価値〉に関する記述を抽出した。

##### b) 〈重要な構成要素〉の特定要件の抽出

2008年の法改正により、保存活用計画では、当該重文景を構成する要素のうち、特に重要なものを〈重要な構成要素〉として特定し、現状変更等に対して文化庁への届出を課すことで、これらを保護することとなっている。保存活用計画を精読し、〈重要な構成要素〉を特定するために定められた要件(以下、特定要件と称す)を抽出した。

##### c) 〈重要な構成要素〉の種類抽出

保存活用計画を精読し、上記の特定要件に基づき特定された〈重要な構成要素〉の種類を抽出した。

##### d) 〈本質的価値〉の記述に関する分析

本研究では価値評価の対象として、「一見して価値が明らかなもの」と「翻訳または解釈されて価値が明らかになるもの」に大別し、前者を「表層的価値<sup>(3)</sup>」、後者を「深層的価値<sup>(4)</sup>」と定義した。前章で述べた「価値評価の手法が未成熟」という課題に対する解決の糸口として、本研究では「深層的価値」に着目し、9事例で比較分析をおこなった。

#### e) 〈重要な構成要素〉の分析

前項で着目した「深層的価値」と特定要件ならびに〈重要な構成要素〉の種類を照合した。さらに、「深層的価値」に対応する〈重要な構成要素〉について、その名称と当該重文景における位置づけの確認をおこなった。

#### (2) 〈本質的価値〉の記述内容および〈重要な構成要素〉の特定状況

各資料から抽出された内容を整理したものが表3である。表の作成にあたり、用語の一部省略をおこなっている(表下部を参照)。

〈本質的価値〉の欄における「深層的価値」に関する記述には下線を付し、この「深層的価値」に対応した特定要件も同様に下線を付した。「深層的価値」に対応した〈重要な構成要素〉の種類は囲み文字で示した。

#### (3) 分析により得られた要点

##### a) 〈本質的価値〉に該当する記述

「深層的価値」に該当する記述を整理したものが表4である。(a1)～(i1)の記述について、「基準6に該当する主となる生業の状態(以降、観点1と称す)」と「価値を評価する際の時間軸(以降、観点2と称す)」という二つの観点から類型化をおこなった。

各記述を類型化したものが図1である。まず観点1に着

表2 重文景の既選定事例一覧(2021年10月時点)

選定名称	基準											選定名称	基準										
	基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6	基準7	基準8	基準9	基準10	基準11		基準1	基準2	基準3	基準4	基準5	基準6	基準7	基準8	基準9	基準10	基準11
1 アイヌの伝統と近代開拓による砂流川流域の文化的景観												37 若子水衝溜の段畑											
2 一関本寺の農村景観												38 奥内の棚田及び農山村景観											
3 遼野 荒川高原牧場 土湖山口集落												39 宇和海狩猟及び漁村景観											
4 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観												40 四方十川流域の文化的景観 源流域の山村											
5 最上川上流域における長井の町場景観												41 四方十川流域の文化的景観 上流域と山村の棚田											
6 利根川・渡良瀬川合流域の水郷景観												42 四方十川流域の文化的景観 上流域の農山村と流通・往来											
7 豊後安芸の文化的景観												43 四方十川流域の文化的景観 中流域と農山村と流通・往来											
8 佐渡西三川の砂山由来の農村景観												44 四方十川流域の文化的景観 下流域と農山村と流通・往来											
9 佐渡相川の蔵山及び飯山町の文化的景観												45 久乳の池と御師町の景観											
10 金沢の文化的景観 越下町の伝統と文化												46 青森地の農村景観											
11 大沢・上大沢の垣根集落景観												47 萩野の棚田											
12 加賀海岸地域の海岸砂防林及び集落の文化的景観												48 平野島の文化的景観											
13 越前海岸の水仙畑 下郷の文化的景観												49 小浜汽船島の文化的景観											
14 越前海岸の水仙畑 上郷の文化的景観												50 佐世保市黒島の文化的景観											
15 越前海岸の水仙畑 糠の文化的景観												51 五島市久賀島の文化的景観											
16 磯地の棚田												52 新上五島町北島町の文化的景観											
17 小宮の里及び小宮山の文化的景観												53 長崎市外海の石積集落景観											
18 長良川中流域における岐阜の文化的景観												54 新上五島町南浦の石積集落景観											
19 近江八幡の水郷												55 通潤用水と白糸台地の棚田景観											
20 高島梅津・西宮・知内の水辺景観												56 三草市崎津・今宮の文化的景観											
21 高島市針江・豊隆の水辺景観												57 三角浦の文化的景観											
22 東草野の山村景観												58 阿蘇の文化的景観 阿蘇北輪山の草原景観											
23 宇津の海岸集落景観												59 阿蘇の文化的景観 小国町西部の草原及び森林景観											
24 大津の水辺景観												60 阿蘇の文化的景観 湯山麓の草原景観											
25 伊庭内湖の農村景観												61 阿蘇の文化的景観 山山村の農村景観											
26 宇治の文化的景観												62 阿蘇の文化的景観 根子岳南麓の草原景観											
27 安津天橋立の文化的景観												63 阿蘇の文化的景観 阿蘇山南西部の草原及び森林景観											
28 京都回廊の文化的景観												64 阿蘇の文化的景観 阿蘇外輪山西部の草原景観											
29 日根庄大木の農村景観												65 小栗田徳の里											
30 生野郡山景観及び飯山町の文化的景観												66 田原庄小崎の農村景観											
31 奥飛鳥の文化的景観												67 別府湯けい砂・温泉景観											
32 瀬島及び三田・清水の農村景観												68 瀬戸内海徳島の農村景観											
33 智恵の林業景観												69 西谷の坂本棚田及び農村景観											
34 奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観												70 北米原島の隠岐山由来の文化的景観											
35 福岡川下流域における錦帯橋と百園城下町の文化的景観												71 各務仁村台治のワケ年屋敷林と集落景観											
36 相原の棚田及び農村景観												合計	36	10	19	8	30	9	22	44			

目する。生業の状態は「主となる生業が大きく変化することなく現在まで維持されている状態」と「主となる生業が現在では廃絶または縮小、別産業に転換している状態」に大別された。前者はc：宇治、d：生野鉦山、g：

小鹿田、h：別府湯けむりが該当し、後者はa：佐渡西三川、b：佐渡相川、e：奥出雲たたら、f：新上五島町崎浦が該当した。主となる生業が現在も維持されている事例（宇治の茶業、生野鉦山の鉦工業、小鹿田の農業と窯

表3 抽出された〈本質的価値〉および〈重要な構成要素〉の特定要件と種類（その1）

a 佐渡西三川	本質的価値	●鉦山の島佐渡の中でも、西三川川流域一帯は堆積鉱床である砂金の代表的な産出地であり、(a1)古代から近代までの長期にわたる採掘によって形成された特異な地形と、その地形に適応した特有種が生息する自然環境を併せ持つ。●時代の変革によって砂金業が廃絶した後も、農業へと生業を転換しながら今日まで集落が維持されており、(a2)かつての鉦山集落の雰囲気を残しつつ、現在の農村集落に至る歴史の変遷をうかがい知ることができる。●砂金山閉山後も人々が離散することなくこの地に残り、農村集落として今日まで継承されている文景は、(a3)かつての砂金採掘の生業の上に、現在の農業を中心とする生業が重層的に溶け込んでいる。●独特な自然環境のもと、砂金採掘の時代を経て現在の農村集落へと転換していった西三川川流域一帯では、(a4)近世から今日に至る各時代の人々の営みを重層的に示す景観をみることができ	種類	1) 道路 2) 河川 3) 石造物	4) 墓地 5) 集落 6) 石垣	7) 旧学校 8) 水路 9) 遺跡	10) 修験聖地 11) 神社 12) 堂宇	13) 農地
	重構要件	●鉦山集落から農村集落への変遷過程を示す砂金採掘跡・石造物・信仰施設等。●現在の生活・生業のあり方を示す家屋・農地・道路・河川等						
b 佐渡相川	本質的価値	●(b1)相川は商業や観光業、農漁業等も含め多様な生業でまちが成り立ち、互いに支え合うことで地域が継承されており、巨大な人口を抱えた鉦山とその周辺部に人がひしめき合い、それぞれの生業を通じて鉦山を支えてきた。●文景の本質的価値は、「400年にわたる鉦山開発によって形成された鉦山町の重層的な景観」にあり、この本質的価値を支える有形物は次の3つである。1)山と海に挟まれた狭隘な地形の巧みな利用、2)(b2)400年にわたって継承されてきた鉦山町の都市計画、3)(b3)鉦山を支えた人々の生活・生業を映し出されたまちなみ	種類	1) 家屋 2) 寺院 3) 神社 4) 鉦山関連施設	5) 街路 6) 河川 7) 官公署 8) 信仰関連施設	9) 植生 10) 集落 11) 集落跡 12) 寺院群跡	13) 眺望視点	
	重構要件	●次に当てはまる景観構成要素の内、文景での位置づけが明確になったもの1)鉦山都市相川の中心である鉦山およびそれに関連する施設群、2)鉦山都市における居住の場、都市への食料を供給した周辺の農地						
c 宇治	本質的価値	●宇治は宇治川の流れを骨格として、その両岸に古来より人々が住み、心の救を求めて平安貴族が社寺を造営し、特色ある宇治茶に関する生業と文化を育ててきた。●この景観は、その風光明媚さ、伝統ある文化遺産の荘厳、そして特色ある生業宇治茶の香りが、明治以降の近代化の中でも損なわれることなく継承されてきた。●山紫水明の河川景観に目を奪われがちな宇治の景観は、実のところ宇治川の骨格的な自然景観からのみならず、(c1)この両岸に展開する社寺の荘厳な雰囲気やこの地にまつわる歴史説話・古典文学の記憶に誘発されつつ、それを取り巻く平安時代以来の街区・街路を継承する特徴的な都市景観、さらにそれを大きく包み込む伝統的宇治茶の生業に関する景観が、重層的に融合し個性的な文景をかたち作り、私たちが生活する今の宇治を構築する空間環境として存在している	種類	1) 道 2) 家屋 3) 社寺 4) 商店街 5) 茶畑	6) 河川 7) 山 8) 橋 9) 公園 10) 坂	11) 遺跡 12) 街区 13) 研究所		
	重構要件	●宇治地区の平安時代から現在に至る都市の変遷過程を示すもの(社寺、街路、街区、埋蔵文化財等)●山紫水明の自然景観や水運・遊興・宇治橋の往来を含めた宇治川の文景を示すもの(河川、橋、公園、家屋等)●宇治茶の生産から加工・販売等の茶業の在り方を示すもの(茶畑、家屋、研究所等)						
d 生野鉦山	本質的価値	●鉦山として400年以上にわたる極めて長い歴史があり、鉦山技術と鉦山経営など幾多もの歴史的発展経過の中で形成されてきた重層性のある景観である。●鉦山の終焉と共に生活や文化が凍結されることが多い鉦山町において、現在の産業および生活文化との緊密な関連のもとに今も鉦山町の景観が維持されている点、さらに今後も継続する可能性を十分に保持している。●(d1)中世から現在に至る鉦山町として文景の構成要素が不足なく分布するとともに、個々の諸要素間に見られる有機的諸関係は各時代の状況を余すことなく示しており、周辺の自然環境との調和はもとより、現在の地域住民の生活および生業にも調和的に継続している。●中世から明治、そして現在に至るまで全ての時代において日本を代表する鉦山町、産業城下町として鉦工業をリードする存在であり、こうした一連の事実を示す景観が良好な形で残されている	種類	1) 建造物(選鉱製錬施設) 2) 建造物(その他の鉦山関連施設) 3) 建造物(採掘施設) 4) 鉦山関連住居施設 5) 街区 6) 信仰施設 7) 鉄道・道路	8) 記念物 9) その他の住居 10) 鉦工業用地 11) 商店等 12) 鉦山遺産活用施設 13) 河川 14) その他			
	重構要件	●次に該当する景観構成要素の内、形態意匠等が独特または典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性をもつもの1)産業に密接に関係する「鉦山採掘、選鉱、製錬、製造、輸送等に関する景観」を構成するもの(鉦工業用地、鉦山遺産活用施設、建造物等)、2)生活に密接に関係する「鉦山町の生活、文化、信仰等に関する景観」を構成するもの(街区、河川、鉦山関連住居施設、商店等)						
e 奥出雲たたら	本質的価値	●(e1)たたら製鉄に伴う鉄穴流しによる大規模な地形変化がおこなわれ、一般的な山間地ではあり得ない広大かつ特異な棚田が残し、維持されている。●(e2)鉄穴流しは農村集落の冬季副業によって行われ、同時に耕地面積を拡大して独特の棚田景観を生み出し、大規模な水田経営が継続している。●たたら製鉄自体は大正期に衰退して遺跡と化しているが、近代化施設や技術は継承されており、近代化遺産としての景観が継続している。●三大鉄師がもたらした富の集積は、大規模な屋敷構えを形成し、今日に独特な景観を良好に残している	種類	1) 鉄穴残丘 2) 神社・祠・堂宇 3) 歴史的建造物 4) たたら製鉄関連遺構	5) 溜池 6) 建造物 7) 水路等 8) 橋梁	9) 製鉄関連文化施設 10) 庭園 11) 河川 12) 景観樹木	13) 墓地 14) 水田 (棚田)	
	重構要件	●砂鉄鉦山から豊潤な大地へと生まれ変わるプロセスを知ることができる鉄穴残丘や用水路等。●金屋子神社をはじめとする信仰対象物。●たたら製鉄遺構、製鉄に関する建造物						
f 新上五島町崎浦	本質的価値	●崎浦地域の集落景観の最大の特徴は、砂岩の性質のひとつである、「層状に割れやすい」という特徴と「加工が容易である」という特徴を活かしてつくられる「板状の石」を使った石畳や腰板石をふんだんに使って生み出された景観であるといえる。●(f1)不要になった板石を塀や敷石、砕石として転用するように、一度採取した石を徹底的に大切に利用することで現在見られる景観が生まれた。●崎浦地域で採取された石は、製品として他所に運ばれたもの以外、そのほとんどが崎浦地域の景観の一部として残ることになる。●徹底した砂岩の利用が「なにげない日常に潜む、ただならぬ景観」である「100万個の石のある集落」を生み出している。●崎浦地域に身近に産出される砂岩をその性質を利用した板石を中心としてふんだんに活用することで生まれた特徴的な集落景観	種類	1) 社寺・教会 2) 腰板石のある家屋 3) 公共施設(道路) 4) 公共施設(漁港)	5) 集落 6) 採石場 7) 石垣壁のある納屋 8) 特殊な石塀	9) 石柱のある建物 10) 移築家屋 11) 公共施設(空港)		
	重構要件	●海岸沿いに多く見られる砂岩の独特な採掘場(板石山)とそこに接近し、砂岩を高頻度利用した集落景観、それらの集合体である崎浦地域全体に高い価値があるため、それらの価値を表すもの、欠くことができないもの。●集落を維持していくために必要なもの						

※省略した用語

・重要文化的景観・重文景  
・文化的景観・文景  
・(重要な構成要素)の種類・種類  
・(重要な構成要素)の特定要件・要件

表3 抽出された〈本質的価値〉および〈重要な構成要素〉の特定要件と種類（その2）

g 小鹿田焼	本質的価値	<p>●近世に起源する大浦川流域に形成された農業および窯業を基盤とする2つの集落は、(g1)人と自然が共生する過程において、特に土地の開拓や水の利用の面で試行錯誤を繰り返した上に成立した文景である。●池ノ鶴地区は、地形的な制約と狭小な谷地の水力をうまく利用した結果、(g2)農地と屋敷地の配置関係において特有の景観を作り出しており、現在も伝統的な土地利用が生業とともに継承されている。●皿山地区は、谷地形の斜面(尾根)を利用した窯の選地と粘土や焚物等の地域資源が揃うなど一定の環境が整っていることから窯元の集落が形成され、(g3)現在も伝統的な土地利用と製陶技法が保持されている。●人々の暮らし(働く姿)が景観の構成要素の1つとして随所に残されている。●集落周辺の山林において、(g4)集落の形成や生活・生業のあり方が変化していく中で、その機能と姿は変化しながらも昔と変わらない里と里山の関係が保持されている。</p>	
	重構要件	<p>●次の内、特に文化財として価値が高く、文景の形成や価値評価に必要かつ文化庁の定義に沿うもの 1) 地区内の全ての建築物(ただし、焚物小屋や唐臼小屋等については除外する)、2) 小鹿田焼の里の伝統的な生活・生業に関わる工作物(ただし、竈・おろ・舟等の簡易な構造で更新を前提としているもの、石碑・石祠等の信仰に関わるもの、農業以外の目的で取得された土地に関わるもの、現況が荒廃して今後の保存活用が図れないものは除外する)、3) 屋敷地やその周辺に分布する庭や樹木</p>	種類 <p>1) 棚田石積 2) 生活・信仰に関わる工作物 3) 耕作道・畦道 4) 農地 5) 建築物 6) 窯業に関わる工作物 7) 環境要素</p>
h 別府湯けむり	本質的価値	<p>●(h1)豊かな温泉資源を誇っていた別府地域は江戸時代まで数少ない温泉と「地獄」が点在するだけの農村地帯だったが、明治期の交通整備・温泉開発・温泉街の成立により本格的な都市へと急激な変貌を遂げ、大正期の遊覧施設・交通手段の確保により、日本有数の温泉観光都市として発展してきた。●温泉・湯けむりを利用した観光産業が成立し、(h2)美術・芸術・文学から、温泉に関わる祭事や湯ノ花・竹細工といった様々な分野に及ぶ別府独特な温泉文化を形成してきた。●鉄輪地区は現在もなお変貌し続けている観光地であるが、現代においても湯治場としての機能を保っており、地獄と共に一種独特な情緒と景観を伝えている。●明礬地区は薬草屋根の湯ノ花小屋が建ち並び、温泉地として他に例を見ない雰囲気を残していることに加え、山や海を背景に湯けむりが林立するさまは、多くの人々を驚かせ、別府温泉を代表するイメージとして心に刻み込んでいる。</p>	
	重構要件	<p>●タウンウォッチング・アンケート・WSにより抽出された景観構成要素の内、次に該当するもの 1) 住民の生活・生業に関係している、2) 当該地域の歴史を示すうえで重要である、3) 今後改善・活用が必要がある</p>	種類 <p>1) 湯ノ花小屋 2) 湯の花組合事務所 3) 板張り・鏡張りの建物群 4) 旅館(建物) 5) 貸間旅館 6) 商店跡 7) 小売商店 8) 社寺 9) 共同浴場 10) 外構 11) 地獄釜 12) 温泉遺構 13) 碑 14) その他の工作物 15) 気液分離装置 16) 河川 17) 自治区 18) 道・路地 19) 別府石の石畳 20) 植生 21) 地獄</p>
i 北大東島	本質的価値	<p>●隆起珊瑚礁を起源とする特異な地形を持つ南洋の離島で、(i1)明治期に入って開拓が始まり、八丈島と沖縄の文化がまじりあうことで育まれてきた独特の自然・歴史・文化の上に、燐鉱山に由来して重層的に形成されてきた生活または生業の景観と、西港を拠点に一貫して変わらない流通・往來の景観が一体となって現在に引き継がれ、島の未来へとつながる取り組みを生み出している。</p>	
	重構要件	<p>●文景を構成する要素の内、保存の必要性が高いもの</p>	種類 <p>1) 燐鉱山生産関連遺構群 2) 燐鉱山生活関連遺構群 3) 海岸 4) 旧街区 5) 岩稜 6) 農地・溜池 7) 信仰・顕彰施設 8) 生活関連施設 9) その他 10) 戦争遺構 11) 港湾</p>

表4 [深層的価値]に該当する記述(記号は表3と対応)

	文章
a1	古代から近代までの長期にわたる採掘によって形成された特異な地形と、その地形に適した特有種が生息する自然環境を併せ持つ
a2	かつての鉱山集落の雰囲気を残しつつ、現在の農村集落に至る歴史の変遷をうかがい知ることができる
a3	かつての砂金採掘の生業の上に、現在の農業を中心とする生業が重層的に溶け込んでいる
a4	近世から今日に至る各時代の人々の営みを重層的に示す景観をみることができる
b1	相川は商業や観光業、農漁業等も含め多様な生業でまちが成り立ち、互いに支え合うことで地域が継承されており、巨大な人口を抱えた鉱山とその周辺部に人がひしめき合い、それぞれの生業を通じて鉱山を支えてきた
b2	400年にわたって継承されてきた鉱山町の都市計画
b3	鉱山を支えた人々の生活・生業を映し出されたまちなみ
c1	両岸に展開する社寺の荘厳な雰囲気やこの地にまつわる歴史説話・古典文学の記憶に誘発されつつ、それを取り巻く平安時代以来の街区・街路を継承する特徴的な都市景観
d1	中世から現在に至る鉱山町として文景の構成要素が不足なく分布するとともに、個々の諸要素間に見られる有機的諸関係は各時代の状況を余すことなく示しており、周辺の自然環境との調和はもとより、現在の地域住民の生活および生業にも調和的に継続している
e1	たたら製鉄に伴う鉄穴流しによる大規模な地形変化がおこなわれ、一般的な山間地ではあり得ない広大かつ特異な棚田が残り、維持されている
e2	鉄穴流しは農村集落の冬季副業によって行われ、同時に耕地面積を拡大して独特の棚田景観を生み出し、大規模な水田経営が継続している
f1	不要になった板石を塀や敷石、碎石として転用するように、一度採取した石を徹底的に大切に利用することで現在見られる景観が生まれた
g1	人と自然が共生する過程において、特に土地の開拓や水の利用の面で試行錯誤を繰り返した上に成立した文景である
g2	農地と屋敷地の配置関係において特有の景観を作り出しており、現在も伝統的な土地利用が生業とともに継承されている
g3	現在も伝統的な土地利用と製陶技法が保持されている
g4	集落の形成や生活・生業のあり方が変化していく中で、その機能と姿は変化しながらも昔と変わらない里と里山の関係が保持されている
h1	豊かな温泉資源を誇っていた別府地域は江戸時代まで数少ない温泉と「地獄」が点在するだけの農村地帯だったが、明治期の交通整備・温泉開発・温泉街の成立により本格的な都市へと急激な変貌を遂げ、大正期の遊覧施設・交通手段の確保により、日本有数の温泉観光都市として発展してきた
h2	美術・芸術・文学から、温泉に関わる祭事や湯ノ花・竹細工といった様々な分野に及ぶ別府独特な温泉文化を形成してきた
i1	明治期に入って開拓が始まり、八丈島と沖縄の文化がまじりあうことで育まれてきた独特の自然・歴史・文化の上に、燐鉱山に由来して重層的に形成されてきた生活または生業の景観と、西港を拠点に一貫して変わらない流通・往來の景観が一体となって現在に引き継がれ、島の未来へとつながる取り組みを生み出している

業、別府湯けむりの観光業と湯ノ花製造業) はもちろんのこと、すでに生業が廃絶している事例(佐渡相川の鉱山採掘業)や生業の規模が著しく縮小した事例(新上五島町崎浦の石材加工業)、別の生業へと転換した事例(佐渡西三川の砂金採掘業、奥出雲たたら製鉄業、北大東島の燐鉱採掘業)についても価値を見出し、評価が

おこなわれていた。

次に観点2に着目する。価値を評価する際の時間軸は「過去から現在にいたる生活生業の変遷を勘案して価値を捉えたもの」と「生活生業における履歴の一部を価値と捉えたもの」に大別できた。前者の場合、生業の転換を図りながらも地域の営みを維持してきた歴史の変遷が

窺える景観を価値として捉えたもの (a2, a3, a4, e1, e2, i1) , 生業の発展または継続の履歴が表象された景観を価値として捉えたもの (d1, g1, g2, g3, h1) , 周辺地域や他産業との関係性, 景観を形作った生活の様相, 生業に付随して形成された文化といった無形の要素を価値として捉えたもの (b1, b3, f1, g4, h2) が確認された。後者の場合, 過去の地形改変跡およびその地形に対応した自然環境を価値として捉えたもの (a1) , 過去の都市計画の様相が現在まで維持されている点を価値として捉えたもの (b2, c1) が確認された。

以上のことから, 同じ基準6を含む重文景であっても, 多種多様な〈本質的価値〉の捉え方がることが読み取れた。建築物の配置や土地利用といった日常生活に密接に関わる要素は, 人々の生活様式や経済活動に合わせて, 短い間隔で徐々に変化していく。そのため, 履歴のある一部のみに焦点をあてた調査では, 生業転換の過程や発展の過程, 地域の営みを維持するためにおこなわれた試行錯誤の集積といった各要素における変化の内容および背景までを読み解くことは困難である。このような要素の価値を読み解く場合, 過去から現在に至るまでの歴史の変遷を勘案することがより重要になると推察される。

#### b) [深層的価値] に対応する〈重要な構成要素〉

各事例の [深層的価値] に対応した〈重要な構成要素〉の種類とその位置づけを整理したものが表5である。

過去・現在における生業の様相を顕著に示す要素 (鉱業における採掘場や工場, 農業における田畑, 観光業における集客施設等) が対応することが多い。一方で, 街路や街区, 河川や水路, 信仰施設といった一見, 生業とは関わりが無いと思われる要素についても, 歴史的な背景まで読み解き, 地域の骨格や成り立ち, 生活様式の変

遷を理解するうえで必要不可欠であると捉えている。また, 家屋をはじめとした建築物ならびにそれらで構成された集落については, 建築物本体の意匠や形態等の景観として顕著に表れる部分だけではなく, 敷地内の配置や間取り, 道路と宅地の配置といった部分についても精緻な調査をおこない, 生業との繋がりを見出している。

以上のことから, [深層的価値] には過去および現在における生業の様相を顕著に示す工場や農地等の要素が対応する機会が多いことが読み取れた。一方で, 生業との関わりが見かけ上は確認できない社会基盤施設や信仰施設等の要素からも, その歴史的な背景を読み解くことで, 地域の骨格や成り立ちといった当該地域における生活生業の変遷を理解するために必要不可欠な要点の把握が可能であることを留意しなければならない。

また, 建築物等に関しては, 形態や意匠だけではなく, 敷地内の配置, 宅地と道路の配置といった部分についても精査をおこなうことで, 景観として表象されにくい生活生業との繋がりを見出すことができると推察される。

## 4. 保存活用計画と景観計画の関連性

### (1)自治体を対象としたヒアリング調査

重文景は選定後, 各自治体の教育委員会等が窓口となり, 当該景観地の保存活用を推進していく。そこで, 各自治体の担当者を対象にヒアリング調査をおこない, 当該重文景の保存活用における課題を把握した。調査結果を整理したものが表6である。

下線部は, 保存活用計画または景観計画で定められた当該重文景に対する保護規制に関連した課題である。計

表5 [深層的価値] に対応した〈重要な構成要素〉 (記号は表3と対応)

	【重要な構成要素】の種類: 計画書等で明記された位置づけの抜粋・要約
a	【集落】: 間取り・敷地配置は生活形態が変化した状況を示す。【石垣】: ガラ石を用いた石垣は鉱山集落の土地利用形態を示す。【水路】: 農業用水路に転用された砂金用水路が生業の繋がりを示す。【神社】: 砂金山の繁栄と安全を祈願して勧請された。【農地】: 閉山後に開墾された田畑, 採掘跡・堤跡を転用した田畑。
b	【家屋】: 近世の都市計画に由来する敷地配置, 石積みによる宅地造成。【寺院/寺院跡/神社/信仰関連施設】: 鉱山採掘, 鉱山町の歴史と関連した由来・祭礼。【街路】: 鉱山町における人や物資の往來を支えた都市基盤施設。【河川】: 河川が形成した地形により土地利用や町立が規定された。【官公署】: 一貫して行政の拠点的な地域であったことを示す。【集落/集落跡】: 近世の都市計画に由来する地形や地割。
c	【道/街区】: 現代まで継承された平安期・中世の街路。【遺跡】: 平安期・中世の都市計画を証明するもの。
d	【建造物 (選鉱製錬施設)】: 過去・現在の鉱業の様相を示す工場等。【建造物 (その他の鉱山関連施設)】: 鉱業と関連した石積擁壁, 門柱, 倉庫, 水路跡。【建造物 (採掘施設)】: 過去の鉱業の様相を示す坑口。【街区】: 近世に封鎖的な特殊地域として発展した鉱山住宅地・消費地。【鉄道・道路】: 鉱石の搬出, 鉱山物資輸送用に設置されたもの。【記念物】: 近世の採掘跡。【鉱工業用地】: 明治以降, 鉱工業関連施設が集約・整備されている地区。【商店街】: 生野鉱山における生活文化を物語る一翼を担う。【鉱山遺産活用施設】: 鉱山遺産を活用した観光・地域活性化事業が展開。【河川】: 水力の利用等の面で鉱山町の生業生活と密接な関係にある。【その他】: 戦前に作られた手選排石と機械選鉱の廃泥の体積場。
e	【鉄穴残丘】: 鉄穴流しで拓かれた山村集落の景観を特徴づける。【溜池/水路等】: 農業に転用された溜池・水路。鉄穴流しと水田経営の繋がりを示す。【河川】: 鉄穴流しの手法を理解するうえで重要。【水田 (棚田)】: 鉄穴流し跡地に広大な水田が拓かれた形成プロセスを示す。
f	【腰板石のある家屋/石柱のある建物/石垣壁のある納屋/特殊な石塀】: 多種多様な砂岩の利用を示す。【集落】: 敷石・石塀・腰板石等を中心にふんだんに砂岩を使用している。
g	【建築物】: 伝統的な敷地配置, 意匠形態を示す。【棚田石積】: 伝統的な工法, 配置を示す。【農地】: 棚田で伝統的な工法, 配置を示す。【農業に関わる工作物】: 小鹿田焼に関わる伝統的な工法, 配置を示す。
h	【板張り・鏝張りの建物群】: 蒸気による劣化に対応した外壁の建物。土地に適した生活生業上の技術を示す。【旅館 (建物)】: 形状がほぼ変化しておらず, 湯治場の歴史を語るうえで必要不可欠。【貸間旅館】: 貸間型湯治習俗における生活生業を語る上で重要。【商店跡】: 貸間型湯治習俗における生活生業を語る上で重要。【小売商店】: 旅館・共同浴場と共に湯治客を支える施設。生活生業上の価値が高い。【共同浴場】: 共同浴場入場習俗や貸間型湯治習俗を語るうえで必要不可欠。【地獄釜/地獄】: 観光の目玉であるとともに別府の独自性を示すもの。【温泉遺構】: 源泉の枯渇等で廃止された施設だが, 温泉地の歴史的背景等を示す。【その他の工作物】: 貸間型湯治習俗, 湯の花製造習俗を語る上で一翼を担う。【自治区】: 観光習俗の舞台, 湯/花製造習俗の舞台となる地区。【道・路地】: 側溝から立ち上る湯けむりは地域の生活生業を象徴している。
i	【燐鉱山生産関連遺構群】: 過去の燐鉱山採掘業の様相を示す施設跡地。【燐鉱山生活関連施設跡地】: 過去の生活の様相を示す社宅・石垣・出張所等の施設跡。【旧街区】: 燐鉱産業時代に形成された集落道の線形を示す。【農地・溜池】: 閉山後, 集落・採掘場跡を転用した畑・農業用貯水池。【港湾】: 一貫して物流の拠点・往來の玄関口として島全体の定住を支える。

画により保護の方針や景観形成基準が定められているものの、定性的な記述による方針・基準は担当者や住民によって解釈が異なり、実務上の課題となっていることが見受けられた。これらの課題について、自治体と地域住民の認識を共有する場を積極的に設け、関係者間の意見をすり合わせることで対処している自治体が多いことが把握された。

## (2) 分析の進め方

### a) 保存活用に関わる方針の抽出

保存活用計画を精読し、〈重要な構成要素〉の保存活用に関わる方針について、記述内容を抽出した。

### b) 景観形成基準の抽出

景観計画を精読し、当該地域に定められている景観形成基準の記述内容を抽出した。

### c) 保存活用に関わる方針と景観形成基準の照合

前節のヒアリング調査で明らかとなった課題は、2.(2)で述べた〈本質的価値〉を保護手法へと結びつける理論が未成熟であるという課題に密接に関連していると考えられる。そこで、定性的な記述に基づく保存活用の方針ならびに景観形成基準に着目して抽出した内容を照らし合わせ、保存活用計画と景観計画における保護規制の実態を把握した。

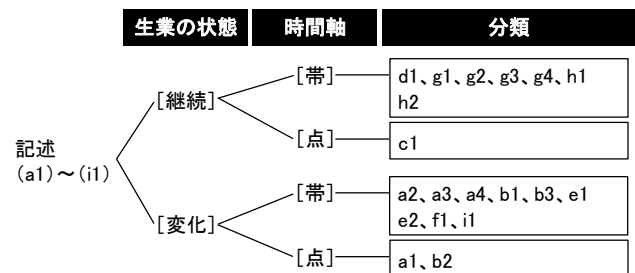
## (3) 保存活用の方針と景観形成基準の記述内容

各資料から抽出された内容を整理したものが表7である。表の作成にあたり、用語の一部省略をおこなっている（表下部を参照）。

3.(2)で整理した〔深層的価値〕に対応する要素を囲み文字で示した。定性的な記述に基づく景観形成基準が定められた保存活用の方針には下線を付した。該当する景観形成基準が定められていない保存活用の方針を網掛けで示した。

## (4) 分析より得られた要点

まず要素ごとの保護規制の状態に着目する。家屋をはじめとした建築物については、高さや形状、色彩を指定する具体的な景観形成基準が定められることが多いことが読み取れる。一方で、遺跡・遺構等の文化財に類するもの、河川や道路等の社会基盤施設、神社仏閣については、保存活用の方針のみの規制となることが多いことが把握された。



- [継続]…主となる生業が大きく変化することなく現在まで維持されている状態
- [変化]…主となる生業が現在では廃業または縮小、別産業に変化している状態
- [帯]…過去から現在にいたる生活生業の変遷を動案して価値を捉えたもの
- [点]…生活生業における履歴の一部を価値と捉えたもの

図1 〔重層的価値〕に該当する記述の類型化

表6 ヒアリング調査結果（記号は表3と対応）

保存活用における課題	
a	●保存計画や整備計画では大枠を設け、細部に関しては案件が上がるごとに協議をおこなっているが、担当者ごとに考えや裁量が異なっているため一貫した対応とならない面がある。例として挙げると、保存計画・景観計画にて「〇〇に配慮する」「周囲と調和するように」といった景観形成基準が定められている。これらの基準の解釈には個人差があるため、事業を進める際に認識のズレが生じてしまう。●一般的な開発や観光課とは異なる観点から景観保全をおこなう必要があるため、課題や考え方の共有に時間を要する。●公共施設として整備した後の運用には住民や民間の参画が求められる場合があるが、高齢化や過疎化により住民組織が十分に活動できない。●県道改良工事に伴う景観保護と利便性の両立。協議を重ね、従前の計画から景観保護・利便性の両立が可能な工法に変更した。●来訪者受け入れ態勢の整備。関係者間で現状と課題の整理をおこない、サインの設置、散策マップの作製などをおこなった。
b	●保存計画や整備計画では大枠を設け、細部に関しては案件が上がるごとに協議をおこなっているが、担当者ごとに考えや裁量が異なっているため一貫した対応とならない面がある。例として挙げると、保存計画・景観計画にて「〇〇に配慮する」「周囲と調和するように」といった景観形成基準が定められている。これらの基準の解釈には個人差があるため、事業を進める際に認識のズレが生じてしまう。●一般的な開発や観光課とは異なる観点から景観保全をおこなう必要があるため、課題や考え方の共有に時間を要する。●公共施設として整備した後の運用には住民や民間の参画が求められる場合があるが、高齢化や過疎化により住民組織が十分に活動できない。●公共施設の建設に伴う景観配慮型工法の検討。関係者との協議によりまちなみに配慮した屋根形状、色彩等を検討した。●(重要な構成要素)である建造物の維持・管理について、修理に対する補助率の上乗せをおこなっているが、保存管理上の課題が多い。●来訪者受け入れ態勢の整備。関係者間で現状と課題の整理をおこない、サインの設置、散策マップの作製などをおこなった。
c	●コロナの影響により、(重要な構成要素)の修理事業に関する所有者・個人の費用負担が増大している。●コロナの影響により、計画されていた修理事業の延期が発生している。●「重要な景観構成要素」である建物の1棟で老朽化が激しく、生業を続けていくうえでも不便であったため、取り壊された。関係者間で改修案の提案など保全に向けて協議をおこなったが所有者の賛同が得られなかった。取り壊し前に現況の記録確認をおこなった。
d	●修理における工費の個人負担が重く、修理事業をおこなう所有者が少ない。所有者がためらう原因は「個人負担額は費用の20%」という点ではなく、「先に所有者が費用を全額負担しなければならない」という点。変化を許容した緩やかな規制を設けるために、結果として現在のような様式になっている。このような修理における個人負担の問題について、具体的な施策をおこなえていない。●人口減少による空き家・空地の増加が深刻である。●活動の中心者が高齢化している。
e	●携帯電話基地局の設置。棟の仕様を従前のものから変更し、影響を極力抑えた。
f	●選定区域に限らず高齢化が進んでおり、生業の維持や景観保全に係る人材の確保が困難である。●管理者が不在となる、修繕費の自己負担金が支出できないといった理由から(重要な構成要素)の毀損や劣化に対する保護が困難である。●公共工事において、植栽方法について事業者と協議して施工していたが、次年度に担当者の引継ぎがなされておらず、無断で以前の施工方法に戻っていた。以後、事業担当者へ事実の確認と引継ぎの徹底を再度おこなった。
g	●少子高齢化が進む中で、物件の管理者の後継者確保が困難となり、景観構成要素の維持管理が難しくなっている。
h	●少子高齢化による担い手の不足。●(重要な構成要素)を構築するための資材の確保。(重要な構成要素)である湯ノ花小屋を構築するために、竹・カヤ・藁が必要となるが、少子高齢化の影響により、これらの資材の確保が困難になったと湯ノ花小屋所有者から連絡があった。市の農政部局と連携し、農家などを紹介して資材を確保することができた。
i	●(重要な構成要素)の中に民間所有の家屋・土地があるため、所有者との認識の相違(修復・修繕、現状変更をおこなう際の補助率、資金補助の対象範囲など)が生じる場合がある。行政として所有者と真摯に向き合い、文化財の保全について話し合う場を大切にしたいと考えている。

次に方針および景観形成基準の記述内容に着目する。定性的な記述に基づく規制（下線部）は、「周囲の景観に配慮・調和した意匠形態とする」「道路等からできるだけ見えないように工夫する」「範囲を最小限に留める」といった内容の記述が見受けられる。このような記述は建築物等の要素よりも河川や道路等の社会基盤施設、神

社仏閣といった要素に関する景観形成基準として定められていることが多い。

最後に、該当する景観形成基準が定められていない保存活用の方針に着目する。先ほどと同様に、「周囲の景観に配慮・調和した意匠形態とする」等の記述が河川や道路等の社会基盤施設、神社仏閣に関する方針に見受け

表7 保存活用の方針と景観形成基準の対応（その1）

a 佐渡西三川	保存活用の方針	景観形成基準
	景観形成基準	<p>【<b>住居・旧学校</b>】・建造物の形態・仕上げ・色彩等については、2階建て以下で自然素材を活かした落ち着いた色彩の使用が望ましい/・外壁仕上げは漆喰・土壁・板張りなどの自然素材を活かしたものの使用が望ましい/・各敷地内の建造物配置は、地形的な制限等を受けない限り、これまで通り、前庭をもつ配置とすることが望ましい/・敷地内の石垣の保全に努める/・良好な景観を有する住居群としての景観保全に努める/・環境を保護するため、浄化槽の設置に努める【<b>工作物</b>】・景観の連続性を阻害しているものは、修景に努める/・電柱類、その他工作物を設置する場合は、設置場所や高さ・色について配慮し、周囲の景観との調和に努める【<b>信仰に関する空間</b>】・寺社・伝承地・墓地等の空間は、周囲の樹木等も含め保存することとし、聖地性を損なわないようにする【<b>集落の石垣景観</b>】・石垣の景観は保全に努める【<b>農地</b>】・谷地田、河岸段丘上の水田等の現状維持に努める/・圃場整備はできるだけおこなわず、里山景観を活かした地域づくりの可能性を検討する【<b>用水路</b>】・砂金稼ぎのために遠方から引いた歴史的な用水の保全に努める/・自然護岸・自然石積護岸・自然河床の保全に努める/・多様な生態系の維持に努める【<b>道路</b>】・新設、改良工事については、景観への影響が考えられるため、事業主体は、景観への配慮を最大限おこなう【<b>河川</b>】・自然護岸・自然石積護岸・自然河床の保全に努める/・(a1)多様な生態系の維持に努める/・(a2)公共工事においては、周囲の景観と調和するよう整備をおこなう【<b>公共施設等</b>】・(a3)高さ・規模・色彩等の誘導をおこない、周囲の景観との調和を図る/・改修に合わせ、積極的な修景に努める/・(a4)敷地の緑化や板壁等により、景観阻害要因の遮蔽に努める【<b>砂金山関連遺構</b>】・砂金採掘地跡・水路跡・堤跡などの遺構の保全に努める/・周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る</p> <p>【<b>建築物</b>】・配置：道路からできるだけ後退、設備機器は道路からできるだけ隠す、敷地内配置の制限/・高さ：数値による指定・階数の指定/・屋根形態：形状の指定/・色彩(外壁色・屋根色)：色相・彩度・明度の指定/・素材：周囲と調和する素材、自然素材の推奨、仕上げ・塗装・色彩の制限/・植栽：周囲との調和、樹種の制限、生垣の推奨/・その他：敷地内における舗装の制限、土留めに関して素材の指定(石積)、排水設備の配置の制限【<b>工作物</b>】・配置：道路からできるだけ隠す/・高さ：数値による指定/・色彩(外壁色・屋根色)：色相・彩度・明度の指定・制限/・素材：周囲と調和する素材、自然素材の推奨/・植栽：周囲との調和、樹種の制限、生垣の推奨/・その他：敷地内における舗装の制限、土留め素材の指定(石積)、排水設備の配置の制限【<b>その他の行為</b>】・屋外堆積物：周囲への配慮、(a4)道路から隠す、高さの数値制限/・土石の採取：最低限に留める、周囲に配慮/・開発行為・土地の変更：(a3)周囲に配慮、数値による法面規模の指定/・水面の埋め立て・干拓：(a1・2・3)自然環境との調和、自然護岸・自然河床・自然法面の保全/・伐採：最小限に留める【<b>砂金山関連遺構</b>】・採掘地跡、水路跡、堤跡の保全【<b>信仰に関する空間</b>】・周囲の樹木の保存、聖地性の保持【<b>石垣景観</b>】・集落内の石垣の保全【<b>農地</b>】・現状維持に努める/・堆積物に関する制限【<b>用水路網・畦畔等</b>】・砂金稼ぎの為に引いた水路の保全、法面・擁壁等の新設の制限、自然護岸・自然河床・自然法面の保全【<b>ため池</b>】・営農を支える推理システムの維持</p>
b 佐渡相川	保存活用の方針	<p>【<b>道路</b>】・新設・改良等の実施にあたっては、文景の価値の継承及び視覚的な景観への影響を十分に配慮した設計・施工をおこなう/・事業実施にあたっては、景観計画における景観形成基準及びその他の関係法令を遵守するとともに、文景担当部局との事前協議をおこなうことで、適切な設計及び施工に努める/・重構については、その保存事項を遵守し、その背景にある文景としての価値も含めた保存を図る【<b>河川</b>】・新設・改良等の実施にあたっては、自然護岸、自然石積護岸を心がけるなど、景観及び生態系に対する事業の影響を十分に配慮した設計・施工をおこなう/・事業実施にあたっては、景観計画における景観形成基準及びその他の関係法令を遵守するとともに、文景担当部局との事前協議をおこなうことで、適切な設計及び施工に努める/・保存事項を遵守し、その背景にある文景としての価値も含めた保存を図る【<b>山林</b>】・山林については、近世以来の保護林(タブノキ等)、薪・炭等としての循環利用林として文景の価値を形成するための重要な意味を有しているため、伐採や地形改変にあたっては、景観計画における景観形成基準及びその他の関係法令を遵守し、適切な工事実施に努める【<b>地形</b>】・(b1)海成段丘における段丘面の斜面地形の利用形態及び段丘崖の坂道などは、文景の本質的価値を考慮するうえで欠くことのできない、重要な要素のひとつであるため、不適切な地形改変等に留意し、景観形成基準及びその他の関係法令を遵守することで、適切な保存と利用を図る/・重構は、その保存事項を遵守し、その背景にある文景としての価値も含めた保存を図る【<b>家屋</b>】・(b2)重構に単体で特定された家屋については、その特性を継承するために保存事項を遵守し、その背景にある文景としての価値も含めた保存を図る/・(b3)その他の家屋についても、景観計画における景観形成基準を遵守し、歴史的な特性を反映した家屋については諸要素を継承するように努める/・(b4)新築物件については周辺の歴史的景観との調和を心がけた意匠とする【<b>石垣・石積み・石造物</b>】・地形的特徴を支える重要な要素であるとともに、石工職人の技術という点で文景における歴史的な特性を反映したものであるため、除去及び不適切な改変に留意し、景観計画における景観形成基準及びその他の関係法令を遵守することで、適切な保存を図る/・団体同意による地区として重構に含まれるものについては、その保存事項を遵守し、その背景にある文景としての町並みの価値も含めた保存を図る/・石垣の歴史的変遷を示す積み方を保存する/・可能な限り既存の積み方に基づく伝統工法を用いることとし、景観に配慮した工法を選択する【<b>砂金山関連遺産・施設等</b>】・既存の保護の枠組みを尊重し、文景保護においては既存の枠組みで対象とされず、なおかつ文景の価値の保存に不可欠な事項について保護を図るものとする/・今後、国史跡指定地等の追加及び保存計画の新規策定等に際しては文景の保存事項との調和について検討をおこない、必要に応じて本保存計画も改訂する【<b>信仰にまつわる場</b>】・現在も継承されている寺社建造物のうち、重構として特定している物件についてはその保存事項を遵守し、文景の価値という観点も含めた保存を図ることとし、その他の物件についても景観計画における景観形成基準を遵守することで、適切な保存と利用を図る/・土地利用についてもその地形改変等に留意し、適切な保存に努める【<b>坂道(上町)</b>】・修理時には、現状維持もしくは当該物件の履歴を調査のうえで復旧をおこなうことを基本とする/・勾配等は現状を変えないものとする/・石段が石材を用いている場合は、材料・積み方も含めて可能な限りそれを保存する/・周辺の植生についても可能な限り現状を維持することが望ましい【<b>路地・小路(上町)</b>】・(b5)街区構造を維持継承することとし、配置・道幅の改変は行わない【<b>テラス状地形(上町)</b>】・敷地の高低差などに設けられた石垣と一体的に捉え、テラス状に造成された地形の保存を図る/・(b6)地形は現状を維持することとし、改変は行わない【<b>家屋(上町)</b>】・修理時には、外観の特徴的な要素・意匠(例えば、短い庇や木板塀等)を保存し、歴史的に重要なものについては、可能な限り、現状の部材を再利用する/・現状の敷地配置を可能な限り継承する/・(b7)新築をおこなう際にも佐渡市景観計画における景観形成基準を最低限の基準とし、地域の歴史的・文化的文脈にも配慮した意匠・色彩とする/・(b8)改修に伴い、各家の壁面線が後退しないよう、空地スペースの駐車場としての利用も含め、市文化的景観担当部局及び集落内での検討のうえ、計画的かつ持続可能な土地利用を進める</p> <p>【<b>建築物</b>】・配置：(b2・4・8)まちなみの連続性・一体性に配慮、配置の制限/・高さ：数値による指定/・屋根形態：(b2・4・7)まちなみに配慮、形状の指定/・色彩(外壁色・屋根色)：色相・彩度・明度の指定・制限/・素材：(b2・4)周辺環境との調和、自然素材の使用を推奨、仕上げ・塗装・色彩の制限/・植栽：生垣の推奨、樹種の制限【<b>工作物</b>】・配置：設備機器は道路からできるだけ隠す、影響が少ない場所に新設/・高さ：数値による指定/・屋根形態：まちなみに配慮、形状の指定/・色彩(外壁色・屋根色)：色相・彩度・明度の指定・制限/・素材：周辺環境と調和、自然素材の使用を推奨、仕上げ・塗装・色彩の制限/・植栽：生垣の推奨、樹種の制限【<b>その他の行為</b>】・屋外堆積物：見え方に配慮、数値による規模の指定/・土石の採取：最小限に留める、石垣の維持/・開発行為・土地の変更：(b1・5・6)最小限に留める、数値による法面規模の指定/・水面の埋め立て・干拓：自然環境と調和、自然護岸・自然河床・自然法面の保全/・伐採：最小限に留める、既存樹木の保全</p>

※省略した用語  
 ・重要文化的景観…重文景  
 ・文化的景観…文景  
 ・(重要な構成要素)…重構

られる。他方、遺跡・遺構や伝統的家屋、農地や土地の区画等については、原則として変更をおこなわずに現状を維持することが方針として設けられている。これらのうち、遺跡・遺構や伝統的家屋については、有形文化財または史跡等に登録・指定されている場合が多く見受けられた。また、道路や河川における整備事業の実施、神社仏閣における祭事の維持、生業生活における伝統工法の維持といった景観形成基準への反映が困難な方針も確

認された。

以上のことから、保存活用計画と景観計画における保護規制は建築物等の要素については、具体的な規制が可能である一方、社会基盤施設や神社仏閣については定性的な記述に基づく規制に留まっていること、遺跡・遺構をはじめとした文化財に類するもの、農地や土地の区画といった土地利用形態については、現状維持を方針として定めることで対応していることが読み取れた。

表7 保存活用の方針と景観形成基準の対応 (その2)

c 宇治	方針	景観形成基準
d 生野鉾山	方針	<p><b>【自然的観点(宇治地区)】</b>河川の水質保全に努める/自生の動植物の生態系を維持するよう、生息・生育・繁殖環境の維持に努める/宇治橋を視点場として見る上流の山々の眺望景観は、今後もその地形の維持に努める/文景に配慮した景観形成を図ると共に、災害防備に努める <b>【歴史的観点(宇治地区)】</b>川西地域については平安時代より維持された街区を毀損しないよう維持、継承に努める/近世以前に成立したものが数多くある宇治地区の道路については、維持、継承に努める/宇治地区の重層的な歴史の変遷過程をよく示す建造物については、維持・修復をしつつ、継承に努める/既存の一般建造物の増改築や新築する場合は、文景に配慮したものにすると共に、災害防備に努める/平成 24 年度に、域内の都市計画道路の見直しをおこない、路線の維持・継承に努める/歴史の変遷を証明する宇治市街遺跡については、掘削等による毀損から保全できるよう工事計画等の指導に努める/宇治市街遺跡の発掘調査により明らかになった情報については周知し、宇治地区の歴史の変遷を広く普及することで、その保全と継承に資するように努める/茶師屋敷が建ち並んでいた街道沿いの近世のまちなみを継承し、また宇治の近代化を示す歴史的商店街について維持、継承に努める/丘陵地に点在する遺跡や石造物の保存に努める <b>【社会的観点(宇治地区)】</b>現存する茶園は、宅地化が進み、わずかな規模でしか残っていないため、滅失しないよう茶園を維持、継承していく/「本質」による覆下栽培については、技術継承のための団体育成等の支援策を講じ、維持・継承に努める/焙炉を持つ製茶工場は 2 軒のみとなっているため、その維持・継承に努める/茶の小売店について現在の宇治地区の有り様として維持・継承に努める/「大幣神事」等の祭礼や、「地藏盆」等の民俗行事等については、継承できるように努める <b>【茶園(白川地区)】</b>白川地区独特の棚田状の区画は、維持・継承に努める/茶園は維持・継承に努める</p> <p><b>【建築物】</b>配置:周囲になじむ形状、一体感の確保、壁面線・正面性の確保/形態意匠(屋根):形状の指定、●形態意匠(壁面設備):設置の制限、●形態意匠(屋上設備):設置の制限、●形態意匠(屋外階段):建物と一体となったデザイン/形態意匠(ベランダ・バルコニー、開放廊下):道路から隠す/●形態意匠(建具):建物の色彩と調和/●形態意匠(付属施設):まちなみに配慮、道路から隠す、素材の制限/●色彩(屋根・外壁):明度・彩度の指定/●緑化:積極的におこなう <b>【工作物】</b>意匠:周囲と調和したデザイン、目立たせない/●色彩:周囲と調和、明度・彩度の指定/●植栽:積極的におこなう/垣・柵・塀:自然素材を推奨、素材・仕上げの制限 <b>【土地の区画および形質の変更】</b>●景観に配慮 <b>【木竹の伐採】</b>●景観に配慮</p> <p><b>【鉱工業用地および鉱山遺産活用用地】</b>金香瀬地区、太盛地区など、生野鉾山の近代化の中核となった施設は、今後もその機能が継承される中で現状のまま保存に努める <b>【建造物】</b>●(d1) 今後も可能な限り現状のまま保存に努める <b>【記念物】</b>●今後も現状のまま保存に努める <b>【鉄道・道路】</b>●今後も現状保存に努める/●国道 429 号・312 号、市道鍛冶屋町真弓線の改変については事前の綿密な調整をおこなう/●市道鍛冶屋町真弓線は周辺の街区の保護と密接に関わることが予想されるため、幅員の大幅な拡幅等、街区に影響を及ぼす行為については原則おこなわないことに加え、地域住民の価値観に合わせた整備の在り方も勘案し、文景保護との整合性を多面的に検討する <b>【街区】</b>●まちなみの景観を維持するため、鉾山町が発展する過程で形成された区画形質(敷地割)を現状のまま保存に努める/●建物が除却された場合、区割りの合併や整理は避け、かつての敷地割の明示に努める/●(d2) 建物の連続性を意識した外観構成に努める <b>【河川】</b>●安全上やむを得ない場合は除き、可能な限り人工構造物の設置は避け、景観を維持するうえで適切な方向に誘導する/●河川内に鉾山文化に関連する記念物が存在する場合は、現状維持に努める <b>【鉾山関連居住施設】</b>●(d3) 鉾山町を構成する特徴的又は典型的な社宅、官舎、寮、郷宿、地役人等の居住施設は基本的に現状のまま保存に努める/●(d4) やむを得ず現状変更をおこなう場合は景観形成基準に照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服する等の仕様に努める <b>【その他の居住施設・商店街等】</b>●(d5) 基本的に現状維持に努める/●(d6) やむを得ず現状変更をおこなう場合は景観形成基準に照らし、景観を守り伝える観点から、外観に旧来のデザインを踏襲する、後世の改修を旧状に服する等の仕様に努める <b>【信仰施設】</b>●可能な限り保存に努める/●やむを得ず現状変更をおこなう場合、現在まで継続されてきた外観の継承を求め、●建物だけではなく境内地等、周囲の景観も含め保存することとし、場所性を損なわないように努める <b>【その他】</b>●鉾山採掘の最終過程を伝えるものであるため、現状保存に努める</p> <p><b>【建築物】</b>●高さ:階数の指定/●外壁および建具:仕上げ・形態の指定、材料の指定、色相・彩度・明度の指定、建具の指定/●屋根:(d1-6) 周囲に調和した形状、材料の指定、色相・彩度・明度の指定/●建築設備等:(d1-6) 道路から隠す/●付属施設:(d1-6) 周囲に配慮する、設置の制限/●門・塀等:(d1-6) 落ち着いた色彩、カラミ石積みの保全、材料の指定/●その他:樹種の保存、緑化の推進 <b>【工作物】</b>●配置:稜線上を避ける/●高さ:山・森のスカイラインを切らない、数値による高さの指定/●意匠:違和感を与えない、色相の指定/●擁壁:カラミ石積みの保全、自然石積・擬石の推奨 <b>【開発行為】</b>●規模:最小限に留める、擁壁設置の禁止/●緑化:周囲に合わせた緑化</p>
e 奥出雲たたら	方針	<p><b>【道路】</b>●道路新設、改良工事については、景観に与える影響が大きいため、事業主体は景観への配慮を最大限おこなう <b>【河川】</b>●災害対策などのおこなわれる河川改修については、自然護岸、自然石積み護岸など、景観型・環境保全型の施工に努める/●川の流水形状を変えない/●生態系の維持に努め、希少な生物の保護を図り、生物多様性を保つ <b>【農地(棚田)】</b>●鉄穴流し跡に開かれた棚田や河岸段丘上の水田の現状維持に努める/●圃場整備はできるだけおこなわず、実施する場合は最小限にとどめ、景観に配慮する <b>【鉄穴残丘】</b>●極力現状維持するとともに、原野化している物については修景に努める <b>【用水路】</b>●鉄穴流しのために導かれた歴史的な用水路は現状維持に努める/●生物多様性に努める <b>【ため池】</b>●鉄穴流し用のため池としてつくられた歴史的なため池は現状維持に努め、當農用水として積極的に活用し、維持管理・補修の継続性を図る <b>【信仰に関する空間】</b>●周囲の樹木等も含めて保存するものとし、聖地性を損なわないようにする <b>【たたら関連遺跡・遺構】</b>●たたら製鉄関連遺跡はもとより、採掘切羽、鉄穴流し用水路跡(鉄穴横手跡)などのいこうについても保全に努める/●周知の埋蔵文化財包蔵地として保護を図る <b>【石造物】</b>●路傍の石仏や道標などの歴史的な石造物は、移動することなく現状維持を原則とする/●新たに設置する石造物は、景観に配慮したものにすると <b>【住居】</b>●集落における住居は奇抜なものを選び、極力それぞれの集落の家並に調和することを原則とする/●積雪地帯であるため、陸屋根は避け、勾配屋根を原則とする <b>【公共施設等】</b>●高さ・規模・色彩等の誘導をおこない、周囲の景観との調和を図る/●改修等の実施にあたっては、景観に調和するよう積極的に修景をおこなう <b>【山林】</b>●山林の多くは用材用林であるため、伐期がきているものについては積極的に伐採し、活用を促し、輪伐による景観サイクルが図れるように努める/●ブナ林等の特色ある生態系を有している山林については、保全を図る</p> <p><b>【建築物・工作物の建築等】</b>●位置:景観資源に配慮、道路から後退、できるだけ屋根より低い位置/●規模:眺望に配慮/●形態:景観と調和、圧迫感を与えない/●意匠:景観に配慮、周辺設備・広告塔設置の制限/●色彩:落ち着いた色、景観に配慮/●素材:地域の景観を特徴づけるもの/●緑化:樹勢いが優れたものは修景に活かす、生垣の推奨/●その他:屋外駐車場設置の制限、屋外照明の光量の制限、室外機・バルコニーの物干し金物の位置に関する制限 <b>【屋外における物品の集積または体積】</b>●集積または貯蔵の方法:道路等から隠す/●遮蔽:道路等から隠す <b>【鉱物の採掘または土石等の採取】</b>●遮蔽:道路等から隠す/●事後の処理:法面形状・規模の制限/●その他:見えないよう採取方法を工夫 <b>【土地の区画形質の変更】</b>●変更後の形状:不整形な分割等を選ばず、法面形状・規模の制限/●その他:周囲と調和した形態/●緑化:緑化の推奨</p>

## 5. 総合的考察

本研究では、重文景の保護に係る各種計画を用いて、基準6を含む既選定事例における価値評価の手法ならびに価値の保護手法の実態を調査した。調査により得られた要点は次の2点である。

- 1) 当該文化的景観の価値を評価する場合、景観として表象されにくい敷地内の配置や集落の地割、生業との関係を捉えることが困難な社会基盤施設や信仰関連施設についても精緻な調査をおこない、過去から現在に至る歴史の変遷を勘案することで「深層的価値」を見出すことができる。
- 2) 上記の「深層的価値」を保護する場合、信仰関連施設や社会基盤施設、土地利用形態については、景観

計画に基づく具体的な規制を定めることが困難な傾向にあり、保存活用において所管自治体の担当者や住民らの中で解釈および意見の相違が発生する可能性が高い。この課題に対する明確な対応策を今回の調査では得ることができなかった。しかし、重文景を構成する各要素について、歴史的な背景を読み解き、その価値を的確に評価すること、その価値を自治体と地域住民が共有する場を積極的に設け続けることが対応策を見出す糸口だと言える。

今後、重文景の選定を目指す自治体は上記2点を留意した調査ならびに各種計画の策定をすることが肝要である。

表7 保存活用の方針と景観形成基準の対応 (その3)

f 新上五島町 保護規制の内容	方針	景観形成基準
g 小鹿田焼 保護規制の内容	方針	景観形成基準

表7 保存活用の方針と景観形成基準の対応 (その4)

h 別府湯けむり	保存活用の方針	<p>【建築物】●(h1)外構は石垣または木竹の柵とする●屋根の形態は寄棟または切妻とし、瓦屋根を基本とする●色彩は白系または茶系を基本とする●共同浴場である地蔵泉、鶴寿泉・神位泉は現状を維持する●高さは周囲に圧迫感を与えない程度の高さとする 【道路】●道幅は人が歩く幅として調度よいものとする●暗めのトーン(茶系)を基調とし、色調を揃えて整備をおこなう 【工作物】●電柱・電線は数を減らし、茶色など周囲と調和した色調とする●擁壁は石垣または壁面緑化をおこなう●ガードレールは擬木などを使用し、周囲と調和したものとする 【湯ノ花小屋】●整備をおこない、継続的に維持する</p> <p>【植栽】●植栽をおこない、緑化を図ることで繋がりのある道沿いの演出をおこなう●急斜面地の崩落防止においては緑化に留意する 【駐車場】●駐車場の数は最小限に留め、現状の維持をおこなう●新たに設ける場合は周囲の景観等に十分留意したものとする</p>
	景観形成基準	<p>【建築物】●高さ:最高限度の数値および階数が指定●形態意匠:分節化の推奨、屋根形状の指定●色彩:強調色の使用面積の制限、色相・彩度・明度の指定●素材:(h1)まちなみと調和、素材の制限●壁面位置:数値基準の設定●垣・柵・塀の構造:言い回しによる規制、素材の制限●緑化:植栽面積の数値指定 【工作物】●垣・柵・塀:圧迫感を与えない、素材の制限●その他の工作物:眺望に配慮、圧迫感を与えない、彩度の数値指定●共通:設置場所の制限 【開発行為】●周囲と調和、規模の制限、緑化の推奨、植栽面積の指定 【土地の形質変更】●最小限に留める、緑化の推奨、植栽面積の指定</p> <p>【屋外における物件の堆積】●言い回しによる規制 【木竹の伐採】●最小限に留める、周囲との調和、緑地率の設定</p>
i 北大東島	保存活用の方針	<p>【燐鉱山生活関連遺構群】●国登録有形文化財については、今後とも外観を保存し、活用する●国指定史跡については切に保存し、史跡公園として活用する●現在の位置からの移転や除去をおこなわず、施設の復旧修理及び修景の上で保存し、活用する●社宅遺構は現在の位置からの移転や除去をおこなわず、外観形状及び構法を維持し保存し、ドロマイトの石垣は保存する●(i1)建築物及び工作物の新築または改築等の場合は、社宅遺構の意匠に配慮した形態意匠とする●発電所遺構については現在の位置からの移転や除去をおこなわず、コンクリート建造物の保存・修復の技術の開発を図りつつ、外観の現状維持または復旧修理及び修景する●無新通信所遺構は現在の位置からの移転や除去をおこなわず、現状を維持するか、復旧のために修理・修景をおこなうか検討した上で、保存する●ドロマイト石垣群は現在の位置からの移転や除去をおこなわず、現状を維持するか、復旧のために修理・修景をおこなうか検討した上で、保存する 【信仰・顕彰施設】●現在の位置からの移転や除去をおこなわず、適切に維持管理及び保存活用する●玉置半右衛門碑は積極的に視点場整備若しくは修景することに加え、毎年11月におこなわれる例祭は、島の伝統文化として維持・継承する●金刀比羅宮は毎年10月におこなわれる礼祭は、島の伝統文化として維持・継承する 【旧街区】●(i2)燐鉱採掘時代に形成された街区形態(道路線形)の維持・保全し、文景に馴染む道路へ整備及び修景する 【岩後】●景観のシンボルとして保存する●地形の形状変更をおこなわない●植栽の伐採については、修景・維持管理に必要な伐採のみとする●頂上へ上る遊歩道及び階段を修理する際は、周辺の景観、利用者の安心安全に配慮する 【生活関連施設】●(i3)集落跡の履歴を継承するとともに、島民のコミュニティを支える重要な要素として維持管理及び修景し活用する 【海岸】●(i4)北大東島らしい海岸地形を保存する 【農地】●(i5)旧下坂村及び周辺に整備された良好な農地景観を維持・継承する●(i6)燐鉱採掘跡地に整備された良好な農地景観を維持・継承する</p>
	景観形成基準	<p>【建築物・工作物】●高さ:数値による指定、(i1・3)特定樹種の高さを超えない、眺望に配慮●位置:(i1・3)圧迫感を与えない●形態意匠:(i1・3)地元らしいもの、周囲と調和、眺望に配慮●色彩:(i1・3)地元でとれる自然の色、彩度・明度の制限、範囲面積の数値指定●素材:(i1・3)地元の素材、ドロマイトの推奨●緑化:周囲との調和、生垣・石積の推奨、特定素材の高さの数値指定、樹種の指定●屋外設備・サイン等:(i1・3)景観に配慮 【開発行為】●擁壁・法面:景観に調和した形態・素材●樹木の保全●緑化:調和を保つ、樹種の保全 【土地の開墾・土石の採取・鉱物の採掘・その他土地の形質の変更】●遮蔽:道路等から隠す●事後の措置等:(i2・4・6)最小限に留める、緑化の推奨 【木竹の植栽または伐採】●伐採の配慮事項:景観・歴史に配慮、最小限に留める●伐採後の措置:機能回復に努める 【屋外における物件の集積または貯蔵】●位置または集積・貯蔵の方法:道路等から隠す、できるだけ低くする●遮蔽:言い回しによる規制</p>

謝辞：本研究の資料調査においては各自治体の担当者の方々に多大なるご協力を頂いた。厚く謝意を表す。

補注

- (1) 重要文化的景観では選定に際して、当該文化的景観が持つ本質的価値の明示が求められる。保護行政の法律用語として使用される重要語であり、一般名詞との混同を避けるために本文中では〈 〉括弧を付している。
- (2) 文化財保護法では「文化的景観の保存に関する必要な調査において特定する要素のうち、形態・意匠等が独特または典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素」を重要な構成要素として定義している。保護行政の法律用語として使用される重要語であり、一般名詞との混同を避けるために本文中では〈 〉括弧を付している。
- (3) 筆者が独自に定義した用語である。一般名詞との混同を避けるため、本文中では[ ]括弧を付している。
- (4) (3)と同様に筆者が独自に定義した用語である。一般名詞との混同を避けるため、本文中では[ ]括弧を付している。

参考文献

- 1) 恵谷浩子：重要文化的景観の評価方法と保護手法における現状と課題，若手研究費助成事業 研究成果報告書 若手研究(B)，2019
- 2) 今村洋一・大島夕起：重要文化的景観における制度運用の全国的実態と課題－国土政策における地域性を再認識・継承する一手法として－，平成22年度国土政策関係研究支援事業 研究成果報告書，2010
- 3) 松本邦彦・坂井亮文・澤木昌典：重要文化的景観選定区域における棚田景観を構成する農地の保全および整備，ランドスケープ研究，Vol.82，No.5，pp.617-622，2019
- 4) 佐渡市世界遺産推進課：佐渡西三川の砂金由来の農村景観 保存調査報告書，2011
- 5) 佐渡市世界遺産推進課：佐渡西三川の砂金由来の農村景観 保存計画，2011
- 6) 佐渡市世界遺産推進課・新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室：佐渡相川の鉱山都市景観一保存調査報告書一，2015
- 7) 佐渡市世界遺産推進課・新潟県教育庁文化行政課世界遺産登録推進室：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観一保存計画一，2017
- 8) 佐渡市世界遺産推進課：佐渡相川の鉱山及び鉱山町の文化的景観一整備計画一，2020
- 9) 宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課：「宇治の文化的景観」 文化的景観保存活用計画書，2008
- 10) 朝来市教育委員会：生野鉱山と鉱山町の文化的景観 保存調査報告書，2010
- 11) 朝来市教育委員会：生野鉱山及び鉱山町の文化的景観 保存計画書，2013
- 12) 奥出雲町教育委員会：奥出雲町文化的景観調査報告書一奥出雲たたらと棚田の文化的景観一，2013

- 13) 新上五島町：新上五島町崎浦の五島石集落景観，2012
- 14) 小鹿田焼の里文化的景観保存計画策定委員会：小鹿田焼の里文化的景観保存計画（第三版），2010
- 15) 別府市教育委員会：文化的景観 別府の湯けむり景観保存計画，2012
- 16) 沖縄県北大東村教育委員会：北大東村文化財調査報告書 第2集 北田東島の燐鉱由来の文化的景観調査報告書，2017
- 17) 沖縄県北大東村教育委員会：北大東島の燐鉱由来の文化的景観 保存計画，2017
- 18) 佐渡市：佐渡市景観計画，2016
- 19) 宇治市：宇治市景観計画～改訂版～，2012
- 20) 朝来市：朝来市景観計画，2013
- 21) 奥出雲町：奥出雲町景観計画，2012
- 22) 新上五島町：新上五島町景観計画，2017
- 23) 日田市：日田市景観計画，2011
- 24) 別府市：別府市景観計画，2008
- 25) 別府市：明礬温泉地区温泉湯けむり重点景観計画，2008
- 26) 別府市：鉄輪温泉地区温泉湯けむり重点景観計画，2008
- 27) 北大東村：北大東村景観計画，2015
- 28) 本中眞：国内外の文化的景観に関する最近の動向，ランドスケープ研究，Vol.73, No.1, pp.6-9, 2009
- 29) 前掲2)
- 30) 小浦久子：文化的景観の計画課題—景観計画における位置づけと重要文化的景観—，日本建築学会学術講演梗概集（中国），pp.459-462, 2008
- 31) 前掲2)
- 32) 前掲3)
- 33) 前掲1)